

平成 30 年 6 月 15 日

株主および登録株式質権者 各位

東京都大田区下丸子 2 丁目 6 番 18 号
株式会社 妙徳
代表取締役社長 伊勢 幸治

株式併合に関する公告

当社は、平成 30 年 3 月 23 日開催の第 67 期定時株主総会決議にもとづき、同年 7 月 1 日をもって株式併合をおこないますので、会社法第 181 条の規定にもとづき、次のとおり公告いたします。

なお、当社は、平成 30 年 2 月 14 日開催の取締役会決議により、定款を一部変更し、同年 7 月 1 日をもって単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

記

株式併合の割合	当社普通株式について 5 株を 1 株に併合する
株式併合の効力発生日	平成 30 年 7 月 1 日
効力発生日における発行可能株式総数	6,600,000 株

以上

(ご参考)

上記変更にともない、平成 30 年 6 月 27 日をもって、東京証券取引所における当社株式の売買単位は 1,000 株から 100 株に変更されます。

なお、株主の皆様におかれましては、特段のお手続きの必要はございません。